

住民基本台帳制度について

1. 目的

住民基本台帳法は、市町村（特別区を含む。）において、住民の居住関係の公証など住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

2. 対象者

日本国籍を有する住民

3. 台帳の整備、管理等の主体

市（指定都市にあつては区）町村（特別区を含む。）

4. 住民基本台帳

住民基本台帳は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成したもの。

5. 住民票の記載と記載事項

(1) 住民票の記載

住民票の記載、記載の修正、消除は、住民の届出又は市町村長の職権により行われる。

(2) 主な記載事項

- 氏名
- 生年月日
- 男女の別
- 住所
- 世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 戸籍の表示
- 国民健康保険の被保険者の資格に関する事項（資格を取得した日等）
- 後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項（資格を取得した日等）
- 介護保険の被保険者の資格に関する事項（被保険者となった日等）
- 国民年金の被保険者の資格に関する事項（被保険者の種別等）
- 児童手当の受給資格に関する事項（児童手当の支給を開始した日等）
- 住民票コード

6. 住民票の正確性確保のための措置

住民票は、住民の居住関係等の公証制度であり、その記載事項の正確性の確保のために、次のような手続きがとられている。

(1) 届出

転入届、転居届、転出届、世帯変更届 等

(2) 調査

市町村長は、定期的に又は必要に応じて、随時、住民票の記載事項について調査を行う。

(3) 市町村間の通知

転入届があった場合や戸籍に関する届出を受理した場合等には、市町村間において通知を行う。

7. 住民基本台帳を基礎として行う事務

住民基本台帳は、次に掲げる事務処理の基礎となっている。

- 国民健康保険
- 後期高齢者医療
- 介護保険
- 国民年金
- 児童手当
- 住民税
- 学齢簿
- 印鑑登録証明
- 予防接種
- 生活保護
- その他の保健・福祉サービス 等

8. 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度

以下の場合に住民基本台帳の一部の写しの閲覧が認められる。

- (1) 国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のために必要がある場合
- (2) 次に掲げる活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、市町村長が当該申出を相当と認める場合
 - ・ 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高いと認められるもの
 - ・ 公共的団体（例：社会福祉協議会等）が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもの 等

9. 住民票の写し等の交付

以下の場合の請求について住民票の写し等の交付が認められる。

- (1) 自己又は自己と同一世帯に属する者による請求
- (2) 国・地方公共団体の機関による請求
- (3) (1)(2)以外のものであって、住民票の記載事項を確認するにつき正当な理由があるものによる請求（自己の権利行使や義務履行に必要な場合など）

10. 戸籍の附票

○本籍地の市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者について、戸籍を単位として、戸籍の附票を作成することとされている。これにより、本籍地で作成される戸籍と住所地で調製される住民票との間を連絡・媒介する。

11. 本人確認情報の処理及び利用等

- 氏名、生年月日、男女の別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報を「本人確認情報」と定義している。
- 本人確認情報について、市町村長から都道府県知事、都道府県知事から指定情報処理機関へ通知するものとされている。
- 都道府県知事又は指定情報処理機関から国の機関等へ、本人確認情報を提供するが、提供先となる国の機関等及び事務については法令で規定されている。都道府県知事が利用できる事務についても、法令又は条例で規定されている。